

# 弁理士法施行規則の一部を改正する省令について

平成 19 年 12 月  
特許庁秘書課弁理士室

## 1. 改正の必要性

弁理士法の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 91 号。以下「改正法」という。）の一部及び学校教育法の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 96 号）の施行に伴い、弁理士法施行規則（平成 12 年省令第 411 号。以下「規則」という。）の一部改正を行う必要がある。

## 2. 改正の概要

改正法の一部の施行及び学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴い、規則について所要の改正を行う。

### (1) 改正法の施行に伴う改正

改正後の弁理士法（平成 12 年法律第 49 号）第 11 条第 4 号に規定する「短答式試験の一部が免除されるために必要とされる大学院において修得すべき科目とその単位数」を規則において規定する。

また、従来、指針として示されていた弁理士試験の実施方針のうち、受験者に明確に周知すべき情報である試験科目の内容や、免除制度の拡大に伴い、弁理士試験における免除者に該当することを証する書面の扱いの変更等について所要の整備を行う。

### (2) 学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う改正

弁理士試験のうち論文式試験の選択科目について免除される者として、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 68 条の 2 に規定する修士又は博士の学位を有する者を規則において規定しているが、学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴い、引用条項である第 68 条の 2 が第 104 条に移動したことから、所要の整備を行う。

## 3. 施行期日

本省令案の施行期日は改正法の一部の施行の日（平成 20 年 1 月 1 日）とする。ただし、学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う改正については、同法施行の日（平成 19 年 12 月 26 日）とする。